

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者

（1）商号又は名称

（株）竹中土木九州支店

（2）住所

福岡県福岡市中央区天神四丁目2番20号

2. 指名停止措置期間

令和8年8月18日 から 令和8年9月17日 まで

3. 指名停止措置理由

（株）竹中土木は、「近畿自動車道久宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において発生した労働災害に関し、同社の使用人が労働基準監督署に対し事実と異なる報告をしたことにより、令和8年6月10日に羽曳野簡易裁判所から労働安全衛生法違反により略式命令を受け、刑が確定した。

このことは、筑紫野市指名停止等の措置に関する規則（平成24年筑紫野市規則第38号）別表第2第12項に該当する。